

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		6,188	t-CO <sub>2</sub>
① （温を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素換 算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	③メタン		t-CO <sub>2</sub>
	④一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑧三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		6,188

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量	0.06115	t-CO <sub>2</sub> / GJ	0.06054	t-CO <sub>2</sub> / GJ	1.0

（2）目標設定の考え方

東邦ガスの地域エネルギーセンターは、温室効果ガスの排出を抑制するため熱源設備の運用改善や高効率機器の採用等に努めている。当エネルギーセンターは、ガスコージェネレーションシステムを活用し省エネルギーを図っている。今後も継続的に省エネルギー活動を行い3年間で1%のCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組む。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進／OA機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休み時間、退社時等、パソコンを使用しない場合は、本体とモニターの電源を切る。</li> </ul>	未使用時におけるモニター消灯（25W/台×1台）の確認を徹底し、電力削減を図る。
省エネルギー・省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用していない機械室の照明を切る。</li> <li>・常時点灯蛍光灯をLEDに更新</li> </ul>	常時点灯の蛍光灯をLEDに更新する。 (10台×(78-28)W×24h×365日=4,380 kWh/年削減)
省エネルギー・省資源の推進／(点検及び運転管理の適正化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱需要に応じた、きめ細かい設備運転管理(運用見直し等)を行う。</li> </ul>	省エネルギー会議を月1回開催し運転管理状況を確認する。
廃棄物等の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面印刷の推進し、紙の使用量の削減。</li> </ul>	印刷物・コピーは、両面印刷を行う。
省エネWGの取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー・省資源の年間活動目標を定め、月1回開催する省エネルギー会議で活動報告や目標達成に向けて活動を行う。</li> </ul>	基準年度(令和6年度)に対し効率を1%以上削減する。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

温暖化対策を推進するため、Jクレジット等の活用も考慮し活動を行っていく。
--------------------------------------

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

省エネルギー対策を検討、強化するために毎月省エネルギー会議を実施する。
-------------------------------------

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

環境保全の日に限らず、照明は巡視点検や修理等の作業時以外は消灯する。
------------------------------------